

市民投票の手順

市民請求

投票資格者名簿の登録者数の総数の6分の1以上の署名押印を集めて、市長に市民投票実施を請求する。

※条例第4条第1項

＜署名の収集手続は次頁＞

議会請求

議員定数の12分の1以上の数の議員の賛同を得て議員提案し、出席議員の過半数の議決を経て、市長に市民投票の実施を請求する。

※条例第4条第3項

市長

市長は、自ら市民投票を実施することができる。

※条例第4条第4項

市民投票実施の請求があったとき又は市長自ら市民投票を実施するときはその要旨の告示 ※条例第4条第5項

市長

請求の内容が政策等の重要事項であるかなど、規則等で定める要件に該当するかを確認
(条例第2条各号に該当していないかどうかなど)

市長が実施の場合

請求の内容が条例第2条各号に該当する場合、又は条例第7条に定められた形式でない場合

政策等の重要事項であり、賛成又は反対を問う形式(条例第7条)を満たしている場合

市民投票は実施しない

※条例第4条第6項

市民投票の実施の決定

※条例第4条第6項

投票運動

投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等その他投票資格者の自由な意見が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

※条例第10条

市民投票の期日の決定・告示(30日経過後90日以内)

※投票日の7日前までに告示する。

※条例第8条各項

投票資格者名簿の登録

(期日前投票・不在者投票)

※規則第3条第2項

※規則第21条

市民投票に関し、必要な情報の提供

※条例第9条

市民投票

(賛成又は反対に○を記載する)

※規則第19条

投票者が投票資格者名簿登録者の2分の1未満の場合

投票者数が投票資格者名簿登録者の2分の1以上の場合

不成立(開票する)

※条例第11条第1項ただし書

成立(開票する) ※条例第11条第1項

成立・不成立及び投票結果の告示・通知 ※条例第12条

※市民請求による市民投票である場合は請求代表者へ、議会請求によるものである場合は議会の議長へ通知する。

市民投票の結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、当該市民投票の事項と同一の事項について市民投票を実施することができない。

※条例第14条

成立した場合

投票結果の尊重

※条例第13条

市議会

市長

市民投票に係る市民請求の手續

市民

市長

① 市長に市民投票請求代表者証明書の交付申請
※市民投票請求書を添付する。

※規則第13条第1項

① 請求代表者証明書の交付を申請した人が、補正しないときは、
申請を却下

※規則第13条第3項

① 提出された申請書等の審査 ※規則第13条第2項

提出された書類が適正でない場合
※市民投票請求書に記載された対象とする事項が条例第2条に合致しないとき、設問の形式が適当でないとき、不備があるとき等は、補正を求める。

提出された書類が適正である場合

① 申請者が投票資格者名簿に登録されているかどうかを確認 ※規則第13条第4項

登録されていない場合

登録されている場合

申請を却下

② 署名・押印の収集 ※規則第14条

市民投票請求署名簿に市民投票請求書・代表者証明書又はその写しを添えて、署名、押印を収集する。

※規則第14条第2項

署名・押印の収集の委任

署名・押印の収集
1月以内 ※規則第14条第4項

必要な署名数以上の署名・押印の収集

5日以内
※規則第15条第1項

③ 市長に署名簿を提出 ※規則第15条

① 市民投票請求代表者証明書の交付 ※規則第13条第4項

① 代表者証明書の交付、必要署名数の告示

※規則第13条第4・5項

署名収集委任届の提出

※規則第14条第3項

③ 署名簿の審査 20日以内 ※規則第16条 ※地方自治法第74条の2第1項
※署名は、審査終了時に投票資格者名簿に登録されている者について、有効となる。

有効署名・押印数が必要数に不足している場合

有効署名・押印数が必要数を超過している場合

市民投票の請求のための署名に係る一連の手續の終了

④ 署名簿の縦覧 7日間 ※自治法第74条の2第2項

⑤ 返付された署名簿の受理
市民投票請求署名簿証明書の受理

5日以内
※規則第18条

⑤ 署名及び押印の総数、有効署名、無効署名の総数を記載した署名簿の返付と市民投票請求署名簿証明書の交付

※規則第17条
自治法第74条の2第6項

④ 意義の申出 ※自治法第74条の2第4項

④ 意義の申出の審査・効力の決定
縦覧開始日から14日以内

※自治法第74条の2第5項

⑥ 市長に対し市民投票の請求 ※条例第4条第1項

※市民投票請求書に市民投票請求署名簿証明書と署名簿を添えて請求する。